

## 小企業者組織化特別講習会

# パワハラ防止法2022年4月完全施行！

## ～ハラスメント対策の実務対応～



2020年4月に施行された「パワハラ防止法」は、事業主への防止措置を取ることを義務づけています。中小企業においては、2022年3月31日までは努力義務に留まっていたが、同年4月1日からは、大企業・中小企業を問わず、全面施行されることに伴いパワハラ防止法改正についてのおさらいと実務対応、裁判例などについての知識を深めることがこれまで以上に求められます。

そこで、本会では令和3年度小規模事業者組織化指導事業の一環として、小企業者組合の役職員及び小企業者を対象に経営の向上を目的として本講習会を開催致します。

日時

令和4年 **1月27日(木)** 15:00～16:30

開催場所

マイドームおおさか8F 第1・2会議室  
※対面方式での開催になります

講師

・鳩谷・別城・山浦法律事務所  
弁護士 山浦 美紀 氏  
(大阪弁護士協同組合所属)

申込方法

・下記参加申込書に必要事項をご記載のうえ、E-mail又はFaxにてお申し込みください。



### 【令和3年度小企業者組織化特別講習会 参加申込書】

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部 向井宛

E-mail:mukai@maido.or.jp FAX:06-6947-4374

\*ご記入いただきました個人情報については同セミナーご案内以外の目的に使用することはありません。

参加者氏名	E-mail

組合名/役職名

TEL:

### お問い合わせ

大阪府中小企業団体中央会 連携支援部

TEL:06-6947-4371

担当：向井